

第 10 回横須賀市屋外広告物審議会

1. 日 時 平成 21 年（2009 年）7 月 7 日（火）13:50～15:50

2. 場 所 横須賀市役所 3 号館 4 階 402 会議室ほか

3. 議 案

（1）委員長の選出について

（2）横浜横須賀道路の延伸に伴う第 1 種禁止地域の変更について（報告）（視察）

（3）屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外の特例について（視察）（審議）

（4）屋外広告物条例の見直しについて（報告）

4. 出 席 者 委員 6 名

・菊竹 雪 委員
・田口 敦子 委員長
・長井 興一郎 委員
・浜田 哲二 委員
・松下 啓一 委員
・山畑 信博 委員

事務局 4 名

・平井 毅 景観推進課長
・桑島 正明 主査
・土屋 文代 主任
・堀 眞治 非常勤職員

5. 傍 聴 人 なし

6. 議事経過 次のとおり

○事務局（平井）

定刻となりましたので会議を始めます。

初めに、新しい任期となってから初めての開催なので都市部長より、委嘱書をお渡しします。

○鈴木都市部長

本来、市長よりお渡しするのですが、代わってお渡しします。

（委嘱書交付）

開会のご挨拶を申し上げます。今後は平成 22 年度中の横須賀市屋外広告物条例改正を目指して検討を開始いたしますので、ご意見等、ご指導いただきたいと思います。皆様のお力で、さらに魅力ある広告景観を実現したいと考えておりますので、是非ご尽力いただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

○事務局（平井）

申し訳ありませんが、所用の事務のため、都市部長の鈴木はここで失礼させていただきます。（部長退席）

では、ただ今より第 10 回横須賀市屋外広告物審議会を開催いたします。

本来ですと議事進行は委員長にお任せするところですが、委員長が選出されるまでの間、事務局で議事を進めさせていただきます。

私は景観推進課長の平井と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会は、横須賀市屋外広告物審議会規則及び横須賀市屋外広告物審議会運営要領により、進めさせていただきます。その中で、原則、会議を公開することになっておりますが、本日は、現地視察がございます関係で、視察終了後に会議を公開することいたします。

それでは、まず、会議の成立について、から入らせていただきます。

当審議会委員 7 名のうち現在 6 名が出席いたしておりますので、会議は成立していることを報告します。

議事に入ります前に資料の確認を行います。

○事務局（桑島）

事前にお送りした資料のほかに、資料 1-3「横須賀市屋外広告物審議会運営要領」と資料 3-3「海辺ニュータウンまちづくりガイドライン」をご用意しています。

ガイドラインについては部数が余分にご用意できないことから、会議終了後に回収させていただきます。

足りない書類がございましたらお知らせください。

○事務局（平井）

よろしければ、議事１の前に、委員と事務局のメンバー紹介をさせていただきます。

（資料 1-1）

まず、平成 21・22 年度の屋外広告物審議会委員を 50 音順にご紹介いたします。

- 1 河上 俊昭 委員 （社）神奈川県広告美術協会横須賀支部長
（河上委員は、本日はご欠席です）
- 2 菊竹 雪 委員 多摩美術大学客員教授
- 3 田口 敦子 委員 多摩美術大学グラフィックデザイン学科研究室教授
- 4 長井 興一郎 委員 市民公募委員
- 5 浜田 哲二 委員 横須賀商工会議所専務理事
- 6 松下 啓一 委員 相模女子大学人間社会学部教授
- 7 山畑 信博 委員 東北芸術工科大学教授

次に事務局職員をご紹介します。

- 1 景観推進課長 平井
- 2 主査 桑島
- 3 主任 土屋
- 4 担当 堀

ではこれより、議事に入ります。

まず、議事１「委員長の選出について」から入ります。

（資料 1-2）

本件につきましては、横須賀市屋外広告物審議会規則第 3 条第 1 項により、「委員が互選する」となっております。いかが致しましょうか。

○山畑委員

経験、学識ともに、田口委員が委員長に適任ではないかと思います。

○事務局（平井）

ただいま、田口委員との発言がありましたが、いかがでしょうか。

○委員全員

異議なし

○事務局（平井）

ただいま、異議なしとのご意見がありましたので、田口委員が委員長にご就任いただくことと決定しました。

田口委員、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、委員長席におつきください。

ここからは、田口委員長に議事進行をお願いいたします。

○田口委員長

景観法の絡みもあり、屋外広告物も様々な問題があります。皆様のご協力をいただきながら務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、横須賀市屋外広告物審議会規則第3条第3項による委員長の職務代理者を指名します。山畑委員にお願いします。

次に、横須賀市屋外広告物審議会運営要領第6条第3項による本日の議事録の署名委員を指名いたします。今回は菊竹委員と長井委員を指名します。よろしくお願いいたします。

では、議事2「横浜横須賀道路の延伸に伴う第1種禁止地域の変更について（報告）」を議題とします。事務局から説明してください。

○事務局（桑島）

（資料2-1、2-2）

資料2-2にあるように、平成13年横須賀市告示第40号により横浜横須賀道路の両外側500m以内の地域は第1種禁止地域と定められています。この条文に変更はありませんが、資料2-1にあるように、平成21年3月に、横浜横須賀道路が延伸されました。これにより、自動的に第1種禁止地域の範囲が広がりましたので報告します。

これについては、現地視察をして状況を確認していただきます。

○田口委員長

この件について、これから現地に参りますが、議事2の説明についてご質問等あります委員はご発言ください。

○浜田委員

告示には、「一般国道16号のうち、横浜横須賀道路」とあるが、これはどういう意味

か。横浜横須賀道路は、国道 357 号の有料道路部分ということではないのか。

○事務局（平井）

横浜横須賀道路は、国道 16 号という位置付けになっています。

横浜横須賀道路の両外側 500m 以内の地域が対象であり、道路そのものは対象外です。

○長井委員

変更日はいつからか。

○事務局（平井）

告示は平成 13 年にしており、これに変更はないので、自動的に変更になったのは、平成 21 年 3 月 20 日延伸部分の供用開始日と考えています。

また、この変更により、発生する既存不適格については、許可をしているものについてはないことを確認しています。許可が不要であったものについては、不適格があるか、現在調査中です。既存不適格の対応については、当審議会に諮りたいと思います。

○田口委員長

他にありませんか。

では、議事 3 の案件についても視察とありますが、出発する前に議事 3 「屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外の特例について」に関し、事前に事務局より説明をしてください。

○事務局（桑島）

（資料 3-1、3-2、3-3）

場所は平成町であり、第 3 種許可地域になります。

資料 3-1 の図面にありますように、平成 12 年度に神奈川県のパラをを受けた広告物ですが、壁面広告で 10m を超える部分が、横須賀市屋外広告物条例の基準を超えており、経過措置となっています。

このままであれば、平成 23 年 3 月に経過措置期間が切れるため、事業者より条例第 11 条に基づく適用除外申請書が提出され、適用除外を適用したいのでご審議いただきたいと思います。

これについても、現地で昼間の様子を見ていただき、戻りましたら夜間の広告物の状況をビデオでご覧いただきます。

○事務局（平井）

当該エリアは、埋立地の開発当初よりまちづくり委員会がガイドラインを持ってまち

づくりの誘導をしてきた場所です。

この案件についても、魅力ある施設づくりの一環として、ネオンサイン等が推奨されてきた経緯があります。現在の街並みの中で、昼間、夜間通して、景観を阻害するものではないと認識しており、市長の特例許可を与え、この広告物を継続させたいと考えております。

その特例許可にあたりまして、この広告物のデザイン性、ストーリー性を評価いただき、審議会のご意見を伺いたいと思います。

○田口委員長

では、事前に何か質問はありますか。

ないようですので、さっそく現地に案内いただきたいと思います。

(現地視察 終了後会議室へ)

○田口委員長

では会議を再開しますが、ここから会議を公開すると冒頭説明がありましたが、事務局より会議公開について説明してください。

○事務局（桑島）

本日の傍聴者は0名となっています。

○田口委員長

では、議事に戻ります。議事2の報告について、現地を見たことも含めてご意見、ご質問はありますか。

ないようですので、以上で議事2は終了します。

次に議事3「屋外広告物条例第11条に基づく適用除外の特例について（審議）」を議題といたします。事務局より動画を見せていただき説明をお願いします。

○事務局（桑島）

周辺を含めて夜の状況を動画でご覧ください。

リビン側から撮影したものです。隣のビスポというビルの様子です。スウィング横須賀です。リビンの様子です。ご覧のように、周辺広告物の明かりで明るくなっています。

次に、スウィング横須賀の広告物をご覧ください。左下のピッチャーがボールを投げて、右下のバッターが打ったボールが上にあがってビル名称サインである **Swing** が点滅するというストーリーです。

上にあがったボールのうち、上の２つが既存不適格となっている部分です。

○松下委員

この映像は何時頃の様子ですか。

○事務局（桑島）

夜８時頃です。

○田口委員長

Swing というロゴの横の人は動かないのですか。現状では電球がだいぶ切れているようですが。

○事務局（桑島）

動きません。

○田口委員長

周辺の様子を確認していただきましたが、これについてご意見、ご質問ありますか。

○菊竹委員

この適用除外の特例には期限があるのですか。

○事務局（桑島）

適用除外の特例を認めれば、３年毎の許可を継続していきたいと考えています。

○菊竹委員

条例の基準については、厳しくするところと緩くするところの緩急をつけることは大切だと考えます。

プリミティブな感じのする夜間の広告ですが、上の２つがなかったら、打ったボールが登って行って**Swing**のロゴが点滅するというストーリーの印象が変わってしまいます。

２つを取れというのは行政的なやり方であり、適用除外の特例適用について賛成です。

ただし、特例を適用するときに、現状維持の範囲において、という条件をつけた方がいいのではないかと思います。

○田口委員長

他に何かご意見、ご質問ありますか。

○浜田委員

この適用除外を認めたときに、この地域で、他に影響が出る等の新たな課題が出てこないのですか。これが既成事実となって、他の広告主から一方的なことを言われたりする心配はないのですか。

○事務局（桑島）

新規の広告物であれば、横須賀市屋外広告物条例の基準に適用するよう誘導していきます。

もし、基準の範囲を超えて適用除外申請が出てきても、その都度この審議会で審議いただくので、問題はないと考えています。

○田口委員長

基本的には基準を守ってもらい、特例として許可するようにして、禁止だからすべてダメということではなく、状況によって基準の適用に緩急をつけていくものです。

基準は技術基準である場合が多いので、禁止されたものであっても、主にデザイン性や時代性を評価して特例許可を与えるということは近年他の自治体でも多く行われています。

東京都では申請件数も多く、特例許可の委員会も設けられており、デザイン性が特に問われている部分です。

そういったことから、基準外のものに特例許可を与えるには、その都度審議会で諮られるので、1つ許可したから後は自動的に許可されるというものではありません。

今回の件については、素朴な点滅の動きでストーリー性もあり、点滅によって目に圧力をかけるようなデザインではないという点から、許可を与えるのが妥当と認められるのではないのでしょうか。

○松下委員

ビスポのスポーツクラブは夜11時まで営業しており、リビンは24時間営業していることもあり、この周辺は賑やかになってきています。その中で、2個のボールをとることはしなくても良いと思います。

○山畑委員

東京都の特例委員会では、デザインを変えてもらった例もあります。通常の許可に関してはあまりものを言えないが、特例の案件については注文をつけられます。

今回のものについては、点滅はするが、単色であり、周囲に不愉快な影響を与えているものではないので問題ないと思います。

ただ、設置されてだいぶ経つので、電球の球切れが気になる。メンテナンスをきちん

とした上で許可とすると良いのではないのでしょうか。

○長井委員

私も基準の運用にメリハリをつけることは大事なことだと考えます。

横須賀市は人口も減っている傾向があり、街に賑わいを出したいと考えているところ
です。その中で、この広告があったから悪い影響を与えるとは思えないので、許可して
よいのではないかと考えます。

また、許可はしたものの、電球が切れたままでは具合が悪いので、メンテナンスをし
っかりやることを条件とした方がよいと思う。

○田口委員長

他にご意見ありますでしょうか。

では議論が出尽くしたようなので、議事3については、条例第11条の適用除外の特例
を適用させることで異論なしとします。

次に議事4「屋外広告物条例の見直しについて（報告）」を議題とします。事務局、説
明してください。

○事務局（桑島）

（資料4）

屋外広告物法の改正により、屋外広告業について、これまでの届出制度から登録制度
を導入することが可能となり、神奈川県内5県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原
市、横須賀市）が足並みをそろえて登録制度を導入しようとしているところです。

現在は5県市で登録制度の協議をしていますが、平成23年7月の改正条例施行を目
指しています。

これと併せて、これまでの条例の運用状況から、課題となっていることについても含
めて見直しを検討していきたいと考えています。

スケジュールに関しては、先週の市長選挙で市長が替わることとなり、新市長の意向
によっては変わることもあるかもしれませんが、現段階での予定となっています。

○田口委員長

条例改正について、今後の検討項目を挙げられていますが、この件について何かご意
見はありますか。

○菊竹委員

光についての広告をどう扱うのか、大きな課題になってきています。LEDを使ったも

の、情報を流すものなどあり、複雑な問題なので、是非、条例改正の検討項目に加えて欲しいと思います。

○事務局（桑島）

光についても運用上の課題と考えています。

○田口委員長

光については重要な問題と考えます。LED の技術開発が進んで、規制が追いつかない部分があります。禁止物件の追加の中で、検討すべきことが多くありそうです。

眺望景観形成地区での課題も、速やかに審議していくべき問題と考えています。

景観審議会とリンクしている部分も多いので、景観審議会の内容も事務局から報告してください。他の審議会なども関係するようなら報告してください。

○浜田委員

条例の改正検討については、事前に運用中の課題を整理しておいて欲しい。課題と解決したものについても整理した方が検討しやすい。

○田口委員長

他にご意見等ありますか。

ないようですので、今回は、報告ということですので、議論はまた審議の時にしたいと思います。これで議事4を終了します。

本日の議事のほかに何かご発言はありますか。

○松下委員

議事録の取り扱いについて教えてください。議事の要旨としてまとめるのか。発言した委員の名前は出るのか。インターネットに公開はされるのか。

○事務局（桑島）

発言の一字一句を載せることはしません。要約し、委員の名前を出します。公開する前に各委員に確認してから議事録署名委員に署名いただき、公開します。インターネットにも公開します。

○田口委員長

他になにかありますか。

ないようですので、以上で第10回横須賀市屋外広告物審議会を終了いたします。

議事録署名委員

議事録署名委員
